

劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討事項等（案）

1. 劇場・音楽堂においてはどのような事業が行われるのか。

- いわゆる劇場・音楽堂においては、おおむね次に掲げる事業が行われているのではないか。
 - ① 舞台芸術の企画、制作並びに公演及び公開の活動を行うこと
 - ② 舞台芸術を鑑賞し、創作し、及び発表するために施設を一般公衆の利用に供すること
 - ③ 舞台芸術の普及啓発並びに舞台芸術に必要な人材育成に関する講演会及び研修会等を開催すること
 - ④ 舞台芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと
 - ⑤ 上記のほか、舞台芸術活動の振興を目的とする事業を行うこと

2. 劇場・音楽堂等の範囲はどこまでにすべきか。

- 地方公共団体によっては、いわゆる劇場・音楽堂がないところもあり、また、一般的な文化施設において、舞台芸術活動が実施されることも重要であることから、公立の範囲については、いわゆる劇場・音楽堂だけに限定せず、舞台芸術活動が実施可能である設備を備えた文化施設も対象とすべきではないか。
- 地方公共団体によっては、公立の劇場・音楽堂がなく、主な舞台芸術活動は民間事業者の設置する劇場・音楽堂において行われている場合があり、公立だけでなく、民間事業者立（私立）も対象とすべきではないか。
- なお、国立の劇場については、独立行政法人日本芸術文化振興会法及び同法人の中期目標、中期計画等において同法人の具体的方針等が規定されているが、国の中核的な劇場としての役割や国の責務等について検討すべきではないか。

3. 劇場・音楽堂等を拠点として舞台芸術を振興するに当たり、国及び地方公共団体の責務を明確にすべきではないか。また、国及び地方公共団体には、どのような責務があるか。

- 国及び地方公共団体の舞台芸術の振興に関する責務を明確にすることによって、今まで以上に国及び地方公共団体において、舞台芸術の振興に関する意識が高まり、これらの取組が充実されることが期待されるのではないか。

- 国の責務は、国立劇場等で行う舞台芸術の質の向上を通じて、我が国の舞台芸術の水準を高め、国際的水準の舞台芸術を振興することとともに、地方における舞台芸術の取組を支援することではないか。
- 地方公共団体の責務は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、自らの設置する劇場及び音楽堂等を有効に利用し、国や他の地方公共団体等との連携を図りつつ実施することではないか。

4. 劇場・音楽堂を設置・運営する民間事業者の役割は何か。

- 民間事業者が設置する劇場・音楽堂において実施される舞台芸術活動については、原則、自主的かつ自由に行われるものであるが、心豊かな生活の実現と新たな価値の創造といった舞台芸術の効用に鑑み、劇場・音楽堂を設置・運営する民間事業者においても、必要に応じ国や地方公共団体との連携を図りつつ、舞台芸術の振興に関する取組を実施するよう努める役割があるのではないか。

5. 劇場・音楽堂等において創造的な舞台芸術活動が行われ、国民が舞台芸術に触れる機会を増やすため、どのような法的基盤を整備することが考えられるか。

- 劇場・音楽堂等における自主制作や文化芸術団体との積極的な連携による創造発信活動を促進することではないか。
- 地域のニーズを把握し、地域住民の求める舞台芸術を提供したり、子どもに舞台芸術に触れる機会を提供したりすることにより、舞台芸術の普及を図ることではないか。

(劇場・音楽堂等と文化芸術団体との連携)

- 劇場・音楽堂等と文化芸術団体との連携協力を図るべきではないか。
- 具体的に、劇場・音楽堂等と文化芸術団体とはどのような連携協力が可能か。
- 劇場・音楽堂等と文化芸術団体との一つの連携協力の在り方として、例えば、フランチャイズの仕組みが考えられるが、実施することは可能か。実施するに当たってはどのような課題があるか。

(専門的人材の配置等)

- 劇場・音楽堂等の機能を生かすためには、専門的人材を配置することが重要ではないか。

- 専門的人材として挙げられる主な人材は、以下のとおり分類できないか。
 - (1) 企画を担当する人材

国又は各地域における文化的政策課題の解決に寄与するための事業や施設運営の企画、あるいは制作を行える人材。
 - (2) マーケティングを担当する人材

自主公演、貸し館公演等を問わず、地域における公演等の鑑賞者を開拓する能力を持った人材。市場に顕在する需要（儲かる事業）だけでなく、地域の様々な政策課題を捉えた需要にならないニーズに応える能力も求められる。
 - (3) ファンドレイジングを担当する人材

その施設で行われている文化芸術活動の意義を行政、議会、住民、外部の支援者に対して適確に説明し、継続的な支援を獲得することができる人材。
 - (4) 技術を担当する人材

施設の安全を確保するとともに、演出等の技術面を支える人材。

- 専門的人材の配置は重要だが、①劇場・音楽堂の役割や機能により必要な人材が異なること、②人材に求められる資質や能力は、音楽、舞踊、演劇といった分野ごとでそれぞれ異なることなどから、一律に劇場・音楽堂等に対し人材配置を義務づけることは難しいのではないか。

- 特に、公立文化施設については、地域により利用目的が様々であり、誰がどのように利用するのかという点を踏まえ、地域の創意工夫が生かせる形にすべきではないか。

- 劇場・音楽堂等に配置すべき人材の必要性について、舞台公演を行う側（文化芸術団体）が理解していない面もあるのではないか。文化芸術団体と連携して、舞台芸術を振興するために必要な人材を確保すればよいのではないか。

- 専門的人材を確保する方法として、人材バンクといった仕組みが考えられるが、実際に舞台芸術の振興に資するのか。当該仕組みが機能するためにはどのような課題があるか。

- 劇場・音楽堂等に配置すべき人材に関し、人材の資質向上を図るため、民間レベルの認定は考えられるが、国家資格（国が定める資格を有しないとその資格に伴う業務には携わることができない資格）は不要ではないか。

- 安全については、資格を持った専門家が重要だと考えるが、他制度で既に担保されているのではないか。(安全管理者、衛生管理者、危険物取扱者等、劇場・音楽堂等に関する安全を確保するために必要な人材については、労働安全衛生法や消防法をはじめとする法令に基づき、一定の資格を有した者を配置することが義務づけられている。)

(人材育成等)

- 公立文化施設を活用して舞台芸術の振興を促進できる人材を育成する必要があるのではないか。具体的にはどのような取組が考えられるか。
- 例えば、中長期的視点に立って地方公共団体の職員に文化行政に精通する人材を育成し、配置に配慮することが重要ではないか。
- 国及び地方公共団体が、公立文化施設に関する専門的職員を育成するための研修・講座を実施することが重要ではないか。どのような研修を実施すべきか。

(国の支援の在り方)

- 国の支援の在り方として、それぞれ次のような取組が考えられるのではないか。
 - ① 舞台芸術の振興に関する良好事例についての地方公共団体等への情報提供
 - ② 舞台芸術の創造発信活動等、舞台芸術の振興に資する取組を積極的に行う公立文化施設及び民間事業者が設置する劇場・音楽堂等への重点的な財政支援
- 地方の創造的な舞台芸術活動を海外へ発信するための支援や、子どもに舞台芸術を鑑賞する機会を提供することなど鑑賞者拡大のための支援が考えられないか。

5. 指定管理者制度についてどのように考えるか。

- 指定管理者制度が導入されたことにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等が活かされ、劇場・音楽堂等の事業や運営が活性化されているという面も見られる。一方、経済性や効率性を重視するあまり、事業内容の充実や専門的人材の育成・配置などが必ずしも重視されていないような制度の運用がなされ、舞台芸術の振興に資する運営が困難になっている状況も見受けられる。
- こうした課題は、指定管理者制度の運用上の課題だと考えられるが、これを改善するため、国として指定管理者制度を導入する地方公共団体に対しどのようなことを示すべきか。